

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **松塚建設株式会社**
 住所 奈良県宇陀市榛原福地610番地の1
 代表者氏名 代表取締役 井上清利
 電話番号 0745-82-1371
 FAX番号 0745-82-0634
 メールアドレス zen@lily.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届 出 者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

松 塚 建 設 株 式 会 社
奈良県宇陀市榛原福地610番地の1
代表取締役 井 上 清 利

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マツヅカケンセツカブシキガイシャ 松 塚 建 設 株 式 会 社		
住 所	奈良県宇陀市榛原福地610番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	イノウエ キョトシ 代表取締役 井 上 清 利		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表取締役 代表者の変更	代表取締役 松 塚 幾 善	代表取締役 井 上 清 利	年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 松 塚 建 設 株 式 会 社
住 所 奈良県宇陀市榛原福地610番地の1
代表者氏名 代表取締役 井 上 清 利

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原福地 610 番地の 1
松塚建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-009932	
商号	松塚建設株式会社	
本店	奈良県宇陀市榛原区福地 610 番地の 1	平成 18 年 1 月 1 日変更
		平成 18 年 1 月 4 日修正
	奈良県宇陀市榛原福地 610 番地の 1	平成 23 年 4 月 1 日変更
		平成 23 年 4 月 1 日修正
公告をする方法	奈良市に於て発行する奈良新聞に掲載して行う。	
会社成立の年月日	昭和 31 年 9 月 28 日	
目的	1、土木建築総合請負の業務 2、セメントアスファルトの製品の取扱の業務 3、土地建物の売買並びにその受諾の業務 4、保険代理業務 5、上記各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	16 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10 万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
資本金の額	金 5000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。	

役員に関する事項	取締役	松塚幾善	平成29年10月28日重任
			平成29年11月1日登記
	取締役	松塚幾善	令和1年10月7日重任
			令和1年10月9日登記
	取締役	松塚幾善	令和3年10月20日重任
			令和3年11月1日登記
	取締役	井上清利	平成29年10月28日重任
			平成29年11月1日登記
		井上清利	令和1年10月7日重任
			令和1年10月9日登記
	取締役	井上清利	令和3年10月20日重任
			令和3年11月1日登記
	取締役	関本基次	平成29年10月28日重任
			平成29年11月1日登記
		関本基次	令和1年10月7日重任
			令和1年10月9日登記
関本基次		令和3年10月20日退任	
		令和3年11月1日登記	
取締役	広田靖	平成29年10月28日重任	
		平成29年11月1日登記	
	広田靖	令和1年10月7日重任	
		令和1年10月9日登記	
	広田靖	令和3年10月20日重任	
		令和3年11月1日登記	

奈良県宇陀市榛原福地610番地の1
松塚建設株式会社

	取締役	東岡裕二	平成29年10月28日就任
			平成29年11月1日登記
	取締役	東岡裕二	令和1年10月7日重任
			令和1年10月9日登記
	取締役	東岡裕二	令和3年10月20日重任
			令和3年11月1日登記
	奈良県宇陀市榛原福地623番地の1 代表取締役	松塚幾善	平成29年10月28日重任
			平成29年11月1日登記
	奈良県宇陀市榛原福地623番地の1 代表取締役	松塚幾善	令和1年10月7日重任
		令和1年10月9日登記	
奈良県宇陀市榛原福地623番地の1 代表取締役	松塚幾善	令和3年10月20日重任	
		令和3年11月1日登記	
奈良県桜井市大字浅古1204番地の5 代表取締役	井上清利	平成29年11月1日就任	
		平成29年11月1日登記	
奈良県桜井市大字浅古1204番地の5 代表取締役	井上清利	令和1年10月7日重任	
		令和1年10月9日登記	
奈良県桜井市大字浅古1204番地の5 代表取締役	井上清利	令和3年10月20日重任	
		令和3年11月1日登記	
奈良県桜井市大字上之庄641番地の11 代表取締役	関本基次	平成29年11月1日就任	
		平成29年11月1日登記	
奈良県桜井市大字上之庄641番地の11 代表取締役	関本基次	令和1年10月7日重任	
		令和1年10月9日登記	
		令和3年10月20日退任	
		令和3年11月1日登記	
奈良県桜井市朝倉台東六丁目1554番地の5 代表取締役	広田靖	令和3年10月20日就任	
		令和3年11月1日登記	

	監査役	松 塚 和 世	平成27年10月10日重任
			平成27年11月25日登記
	監査役	松 塚 和 世	令和 1年10月 7日重任
			令和 1年10月 9日登記
	監査役	辻 修	平成27年10月10日就任
			平成27年11月25日登記
	監査役	辻 修	令和 1年10月 7日重任
			令和 1年10月 9日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成27年11月25日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月 3日移記		



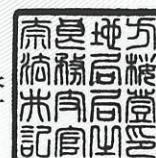
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 4月27日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

北 田 登



定 款

松塚建設株式会社

松塚建設株式会社 定款

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当社は、松塚建設 株式会社 と称する。

【目 的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築総合請負の業務
2. セメント・アスファルトの製品取扱の業務
3. 土地建物の売買並びにその受諾の業務
4. 保険代理業務
5. 上記各号に附帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を奈良県宇陀市榛原に置く。ただし適宜の地に支店若しくは営業所を設置することができる。

【公告方法】

第4条 当社の公告は、奈良市に発行する奈良新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第5条 当社の発行可能株式総数は、16万株とする。

【株券の発行】

第6条 当社の株式については株券を発行する。

- 2 当社の発行する株券は1株券・10株券・100株券の3種類とする。

【株券の不所持の申し出】

第7条 株券の所持を欲しない株主は、当社所定の書式による申出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。ただし新たに発行される株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

【株券の譲渡制限】

第8条 当社の株式を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。

【名義書換】

第9条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求

書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
 2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券
- 2 株式の名義書換は、毎事業年度の翌日からその事業年度に関する定時株主総会の終結の日まで3ヶ月を越えない期間でこれを停止する。
- 3 その他必要があるときは、予め2週間前に公告して第1項の手続を停止することができる。

【質権の登録及び信託財産の表示】

- 第10条 当会社の株式につき質権の登録文は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または抹消についても同様とする。
- 2 株式の質権登録は、毎事業年度の翌日からその事業年度に関する定時株主総会の終結の日まで3ヶ月を越えない期間でこれを停止する。
- 3 その他必要があるときは、予め2週間前に広告して第1項の手続を停止することができる。

【株券の再発行】

- 第11条 株券の分割・併合・汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

【手数料】

- 第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【基準日】

- 第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日以後に募集株主の発行等・吸収合併・株主交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主として定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

【株主の住所等の届出】

第14条 当会社の株主及び登録株式室権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき同様とする。

第3章 株主総会

【招 集】

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議より社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定められた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を召集するには、会日より1週間前までに株主に対して招集通知を発するものとする。

【招集手続きの省略】

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続きを経ることなく開催することができる。

【議 長】

第17条 当会社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

【決議の方法】

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【決議の省略】

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

【株主総会議事録】

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役・取締役会・代表取締役

【取締役の員数】

第21条 当社の取締役は、10名以内とする。

【株主総会議事録】

第22条 会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、発行済株式総数の4分の1以上に当る株式を有する株主の請求がない限り累積投票にはよらないものとする。

3 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

【取締役の任期】

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

【取締役の報酬等】

第24条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

【代表取締役及び役付取締役】

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を1名以上置き、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。代表取締役の内、1名を社長とする。

2 代表取締役は各自会社を代表する。

【業務執行】

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補助し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

【取締役の報酬等】

第27条 当社は取締役会を置く。

【取締役会の招集】

第28条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合は、これを短縮することができる。なお社長に事故があるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役の1人が招集する。

2 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議の方法】

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【取締役会の決議の方法】

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会議事録】

第31条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作り、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第5章 監査役

【監査役の設定及び権限】

第32条 当会社は監査役3名以内を置く。ただし、監査役は、取締役の職務の執行を監査する。この場合において監査役は、法務省令で定めるところによる監査報告を作成しなければならない。

【選任及び解任の方法】

第33条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

【監査役の任期】

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【監査役報酬等】

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

【事業年度】

第36条 当会社の事業年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

【事業年度】

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

【剰余金の配当の除斥期間】

第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 剰余金の配当による未払金については、これに利息を賦さない。

第 6 章 附 則

【その他】

第39条 本定款に規定のない事項は、すべて商法(会社法)その他の法令の定めるところによるものとする。

以 上

上記は当社現行定款である。

令和 4 年 6 月 15 日

奈良県宇陀市榛原福地610番地の1
松塚建設株式会社
代表取締役 井上清利